

令和6年度 北の近江振興プロジェクトコーディネーター業務委託仕様書 (滋賀県過疎地域等政策支援員)

1. 業務名

令和6年度 北の近江振興プロジェクトコーディネーター業務

2. 目的

県北部地域の豊かな自然などを活かしたロケーションから人を呼び込み、関係人口を創出するため、令和5年度に設定した長浜市、高島市、米原市(以下「北部3市」という。)が共通して取り組める共通テーマ案を活用し、北部3市の一体的な振興を図ることを目的とする。

3. 事業概要

本業務では目的の達成に向け、専門分野の知見やノウハウを有するコーディネーターやアドバイザー(以下「コーディネーター等」という)を配置し、事業を進めることとする。

コーディネーター等は滋賀県北の近江振興事務所と連携し、県の北の近江振興事業の一部として、令和5年度に設定した共通テーマ案を活用し、豊かな自然などを活かしたロケーションから人を呼び込み、交流人口(観光事業)を切り口として、関係人口を創出するためのコミュニケーションツールの作成や浸透させるための戦略立案、市や事業者等との関係性の構築を行い、令和7年度以降の事業実施に向けた環境整備を実施する。

4. 履行期間

契約締結日から令和7年(2025年)3月31日まで

5. 業務内容

本事業を受託した者(以下「受託者」という。)は、以下の業務を行う。

(1) コーディネーター等の選定

- ・本業務に従事するコーディネーターを各市担当として各1名以上選定すること。
- ・コーディネーターについては、令和5年度の成果を活かす観点から選定を行うこと。
- ・選定されたコーディネーターには、県から「北の近江振興プロジェクトコーディネーター」として委嘱を行うこととする。
- ・アドバイザーについては、令和5年度の成果を活かすとともに、「コミュニケーションツール」を検討、作成することを前提に、同分野のノウハウや知見、作成に対する具体的な支援ができる者を選定すること。

(2) コーディネーター等の業務管理

- ・コーディネーター等の業務実施が、北部3市の一部に偏ることなく、おおむね平均的に各市に対する業務を行うことができるように管理すること。
- ・事業進捗を管理し、必要に応じてコーディネーター等に対し働きかけを行うなど、事業の目的が達成できるようにすること。

(3) 北部3市等の地域資源の利活用状況の現状把握・分析や先進事例の提供

- ・コーディネーター等を活用し、北部3市の有する地域資源の利活用状況について、北部3市観光部局や観光協会、県関連部局等に対するヒアリングや、観光施設・事業者等への現地訪問などを通し、情報収集や課題把握、分析を行うこと。
- ・目的達成に有用な先進事例等を調査し、県、北部3市、関係者等に報告すること。必要に応じて、関係者等の同行も検討すること。

(4) 共通テーマ案を踏まえたコミュニケーションツールの検討、作成

- ・令和5年度に設定した共通テーマ案および(3)において収集・分析した情報を基に、共通テーマ案が浸透し、事業効果を高めるようなコミュニケーションツールについて検討、作成すること。
- ・コミュニケーションツールについては、各市および県と十分協議を行い、各団体の了承を得ること。また、北部3市の特性や外部環境等を踏まえたものとする。
- ・コミュニケーションツールについては、ロゴやキャッチコピーなどを想定しているが、コーディネーター等の知見やノウハウを活用し、作成することで令和7年度以降の事業効果を向上させられる見込みのあるものとする。また、そのツールを選択した理由についても整理すること。

(5) コミュニケーションツールを活用したターゲット別の浸透・広報戦略の企画検討

- ・コミュニケーションツールを活用し、各ターゲット別の浸透・広報戦略について企画検討すること。
- ・検討した企画等については、令和7年度以降の実装に向け、経費や実施主体等の整理を行うこと。

(6) 令和7年度以降の事業実施に向けた企画検討、助言

- ・(3)や(5)において実施した分析や検討、先進事例を基に、令和7年度以降に実施すべき事業等について企画提案、助言等を行うこと。

(7) 情報共有・関係性の構築

- ・県、各市に対して月に1回以上、情報共有のミーティングを実施すること。
- ・必要に応じて3市合同で実施するなど、工夫すること。

・各市内および各市に関係する事業者等に対し、定期的な情報提供や意見効果を行うなど、本事業を進めるうえで協力的になるよう、関係性を構築すること。

6. 業務完了報告

全ての業務を完了した後、速やかに業務完了報告を提出すること。

7. 委託料の支払い

業務完了報告後の検査に合格したあとに、精算払いする。

8. 特記事項

- (1) 仕様書の内容は、業務の達成のために、実施過程において双方協議・合意の、内容の変更を行う場合があること。
- (2) 本業務における成果物の著作権は、委託料が支払われたときに受託者から滋賀県に譲渡されるものとする。
- (3) 受託者は、本業務に係る作業等により作成された著作物がある場合、著作物に対する著作権者人格権を、滋賀県および滋賀県の指定する者に対して行使しないものとする。
- (4) 受託者は、業務の履行または成果物において、第三者の著作権、特許権およびその他の権利を侵害しないよう合理的な措置を講じること。
- (5) 成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれている場合には、滋賀県が特に当該著作物の使用を指示したときを除き、受託者は、当該著作権の使用に関して費用の負担を含む一切の手続を行うこと。なお、この場合は、事前に滋賀県の承認を得ること。
- (6) 本業務の作業に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら滋賀県の責めに帰す場合を除き、受託者は自らの負担と責任において一切を処理すること。
- (7) 本事業内容に関心のない者に対して金銭等を支給して集客を行うことは一切認めない。
- (8) 本仕様書に定めのない事項または本仕様書の内容等に疑義が生じた場合には、その都度、滋賀県と受託者で協議のうえ、決定するものとする。